

各 位

会 社 名 株式会社グローバルダイニング

代表者名 代表取締役社長 長谷川 耕造

(コード番号 7625 東証スタンダード)

問合せ先 財務経理グループリーダー 佐藤 弘之

(TEL: 050-5444-9868)

当社連結子会社(米国カリフォルニア州)に対する PAGA 訴訟(従業員集団訴訟)に関するお知らせ

当社連結子会社である Global-Dining Inc. of California (米国カリフォルニア州) に対する労働訴訟が元従業員より提起され、その当該訴訟にカリフォルニア州の法律「PAGA 法 (Private Attorneys General Act)」(州政府に代わって労働者が労働法違反を訴えることを可能とする制度 ※注1) が適用されました。現在、裁判所から和解の提案を受け、調停が続いておりますが、その中で和解金額のレンジが見えてまいりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 調停に至るまでの経緯

2024年3月22日付にて、元従業員(以下「原告」という)より、労働法違反(最低賃金・残業代未払い、休憩・食事休憩未取得等)があったとして、当社米国子会社 Global-Dining Inc. of California (以下「GDC」という。)に対して訴訟が提起され、2024年4月5日にその訴状の送達を受けておりました。その後、当該訴訟においてカリフォルニア州法の PAGA法(※注1)が適用されました。

裁判所による事実審理(トライアル)前に行われる証拠開示手続き(ディスカバリー)の中で裁判所から和解の提案があり、2025年7月21日より調停に入っておりましたところ、この度、GDCの代理人弁護士より、和解金額の見通しの報告を受けましたので、その内容をお知らせするものであります。

2. 訴訟を提起した者の概要

米国カリフォルニア州在住の GDC の元従業員 1名

3. 当社連結子会社の概要

- (1) 名 称 GLOBAL-DINING, INC. OF CALIFORNIA
- (2) 所在地 1212 3rd Street Promenade Santa Monica, CA
- (3)代表者 CEO Lucian Silviu Tudor
- (4) 資本金 8,800,000 米ドル
- (5) 事業内容 レストラン運営

4. 調停での和解金の額の見通し

GDC の代理人弁護士より、和解金は\$126,625~\$759,990 となる見通しである旨の報告を受けました。 ※2025 年 8 月 28 日時点の為替レート 1\$=147.42 円で試算すると、1,866 万円~1 億 1,203 万円 ※調停でのやり取りに基づいた見通しであり、この範囲で確定することが保証されているわけではありません。

5. 子会社における対応方針

PAGA 法は、いわば労働者(原告)に州の労働委員の役割を委任するものであり、訴訟を起こす法的地位と権利を有していること、また州に対する民事罰の請求を求めているという法の性質があること、給与計算期間は訴訟が継続する限り算入され続けること、裁判になるとさらに和解するよりも金額が大きくなる可能性があることから、提訴内容と GDC の見解の違いや、そもそも PAGA 法が理不尽な法システムと化している(労働者保護の観点ではなく弁護士に利益をもたらす方向に利用されている)点があるものの、交渉を重ね、早期解決を図る方向で臨んでまいります。(PAGA 法については、後述の注記をご参照ください。)

6. 今後の見通し

本件が和解に至りますと、訴訟関連損失を特別損失に計上する見通しでありますが、その時期や金額については 決着次第、速やかにお知らせいたします。

また、調停不調になりました場合には裁判にて争うこととなりますので、その際は改めてお知らせいたします。 以 上

(単位:百万円)

(参考) 当期連結業績予想(2025年2月12日公表分)及び前期連結実績

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属 する当期純利益
当期連結業績予想(2025年12月期)	13, 480	625	622	366
前期連結実績 (2024年12月期)	11, 788	753	751	514

(注1)「PAGA 法」とは

■1人の従業員が、他の被害を受けた従業員を代表し、かつ州の代理人として雇用主を提訴できる

PAGA (Private Attorneys General Act) は、カリフォルニア州の法律で、従業員(実質、従業員が雇用した弁護士)が州の労働法違反を州政府に代わって提訴できる制度です。通常、労働法違反の取り締まりはカリフォルニア州労働・雇用開発庁 (Labor and Workforce Development Agency、以下「LWDA」という)が行いますが、PAGAは、従業員が労働法違反の具体的な内容を LWDA に申し立て、LWDA が調査をしないことを決定した場合に、従業員が LWDA の代理人として、自分自身や他の被害を受けた全ての従業員を代表して雇用主に対して民事訴訟を起こす権限を有する(民事罰を請求することができる)とした法律です。通常の集団訴訟と違い、他の被害を受けた従業員の同意は必要としておらず、また自身に被害がない従業員でも訴訟を提起することが可能です。(GDC が訴訟の提起を受けた時点の法解釈による)

■訴訟で得た金額の多くは州政府と弁護士に入る実態

和解金もしくは判決による支払金額 (PAGA 法の罰金、損害賠償金、未払い賃金等を含めた合計額) が確定すると、その総額の3分の1程度が原告の弁護士報酬に、またPAGA 法の罰金については州 (LWDA) 75%、原告(被害を受けた従業員たち) 25% に分配される仕組みです。(GDC が訴訟の提起を受けた時点の分配率)

■近年爆発的に増加している PAGA 訴訟が問題視され、2024年7月1日に法改正案に州知事が署名

多額の和解金と労働者に有利な裁判所の判決に後押しされ、近年 PAGA 訴訟が爆発的に増加しており、その数は年間 9,000 件(2023/7/1~2024/6/30 ※注 2) にも及んでいます。

カリフォルニアビジネス産業連盟が 2021 年に発表した調査では、弁護士報酬は和解金もしくは判決による支払金額の 3 分の 1 で、平均報酬額は\$372,222 であるのに対し、従業員一人当たりの受取平均額は\$1,264 とあります。 労働者保護のシステムであるはずが、労働者よりも弁護士の稼ぎ場に利用されている現状や、PAGA 法の罰金の75%が州に分配される構造であるため、歪んだシステムになっているとの指摘・議論がなされるようになりました。 その結果、2024 年 7 月 1 日に、PAGA 法を緩める改正案(訴訟提起の要件を厳しく、罰金の減額要件を定める等)に州知事が署名するに至りました。 (PAGA 法の罰金の分配率は、州 75%:原告 25%から、州 65%:原告 35% に)

同法がカリフォルニア州内で問題視され、法改正に至ったことは雇用主側にとって朗報であります。ただ、法改 正後も訴訟案件は横ばい傾向にあり、この法改正を裁判所が今後どのように解釈するかについて注目しつつ、当社 グループとしては労働管理体制を強化してまいります。

(注2) カリフォルニア州労働関係局(DIR)の PAGA SERACH より抽出